

優良公民館表彰要綱

昭和46年8月26日
社会教育局長裁定
最近改正
令和7年4月18日

1 趣旨

公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設（以下「公民館等」という。）のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらした活動を行い、その活動成果を生かして、人づくり・まちづくり・地域づくりに大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

2 推薦の条件

推薦の対象となる公民館等は、次の（１）～（３）の条件を満たす施設であり、（４）に掲げる学習内容や取組の手法、環境の整備について積極的に取り組み、その内容・方法等に工夫が見られるものとする。

（１）表彰対象

- ① 社会教育法第21条第1項又は第2項に定める者が設置した公民館。
- ② 公民館と同等の設置目的、事業内容が定められており、市区町村が設置・所管する施設。
（例：社会教育センター、社会教育館、生涯学習センター、生涯学習館 等）

（２）運営

地域の実情に応じた開館日数が確保されており、公民館運営審議会の評価等を活用し、活動内容や成果の改善点を分析する仕組みを取り入れるなど、適切な運営を行っているものであること。

（３）職員

公民館活動に関する十分な経験年数や研修への積極的な参加等により、社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有する職員（社会教育士や社会教育主事有資格者等。兼務の職員、指定管理者の職員を含む。）を配置していること。

（４）事業

地域の実情に応じ、地域住民の学習活動の支援や地域の問題解決に資するため、積極的に、①に例示する現代的な学習テーマや取組内容について、直近の教育振興基本計画や中央教育審議会答申等で示された観点に留意しながら、②に示す手法をもって、多様な参加者を得るために③に示す学習環境の整備に取り組み、かつ、事業の成果等について自己点検・自己評価を行っているもの。

① 学習テーマ・取組の内容

○ 学習テーマの例

環境保全、国際理解、少子高齢化社会、デジタルリテラシー、人権教育、教育格差、主権者教育、消費者教育、障害者や外国人などの社会的包摂、地域活性化・地域振興 等

- 取組内容の例
地域防災・減災、デジタル・ディバイドの解消、家庭教育支援、体験活動の充実、地域学校協働活動の推進、障害者の学びの支援、日本語教育の推進、義務教育未修了者への支援、伝統文化継承活動、世代間交流活動 等
- その他住民の学習需要に基づく学習及び地域の特色を生かした多様な学習、並びに人口減少や過疎化が進む地域における拠点としての機能強化に関する取組 等

② 学習内容を深めるための取組の手法

- 住民の学習ニーズ把握とそれに応じた学習情報の収集・提供、学習相談
- 学習グループやボランティア、指導者等の養成
- 地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能の活用
- 学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO法人その他の民間団体、民間企業、関係行政機関等との緊密な連絡・協力の促進
- 社会教育人材の活用
- ICT技術や情報ツール、コンテンツの学習への活用 等

③ 多様な利用者の参加促進のための学習環境の整備

- 学びのきっかけづくり促進の工夫
- ICTを活用した情報発信
- デジタルの基盤整備
- 託児サービスの充実
- 手話通訳や要約筆記の実施、施設のバリアフリー化
- 利用者の実態に即した開館時間の変更
- 外国人利用者向けの案内 等

3 推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、推薦の条件に該当する域内市町村の公民館等を市町村教育委員会等の申出により、原則として2の(1)に定める公民館2館以内、公民館以外の施設1館以内の計3館を上限に選考し、文部科学大臣宛に推薦する。
- (2) 文部科学省が別に示す重点項目に関して優れた取組を行う公民館等を推薦する場合は、3の(1)に定める推薦館の上限を計4館として、文部科学大臣に推薦することができる。なお、追加する1館は、2の(1)に定める表彰対象の種別は問わない。
- (3) 優良公民館として表彰後、5か年を経過しない館については原則として推薦不可とするが、新たな活動が付加されるなど、前回表彰時よりも充実した取組となっていると認められる場合又は3の(2)に関して優れた取組を行う公民館等を推薦する場合は、5か年経過前でも推薦可能とする。
- (4) 推薦公民館の選考に当たっては委員会を設け、社会教育委員や公民館関係者の意見を聴取するなど、適切な方法を講じること。

4 選考

文部科学省に優良公民館審査委員会を設け、各都道府県から推薦された公民館等について書類審査により選考の上、文部科学大臣が決定する。

5 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰候補公民館に関する推薦書、調書等に不実の記載があると判明したとき
- (2) 被表彰公民館において、法令等の重大な違反行為、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき